

官報

昭和三十九年十二月十六日

第四十七回 衆議院會議録 第九号

昭和三十九年十二月十六日(水曜日)

昭和三十九年十二月十六日
午後二時 本会議

○本日の会議に付した案件

日本銀行政策委員会委員任命につき同意を求め
るの件

国際博覧会に関する条約及び千九百二十八年十一月二十二日にパリで署名された国際博覧会
に関する条約を改正する議定書の締結につい
て承認を求めるの件

農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるた
めの一般会計からの繰入金に関する法律案
(内閣提出)

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を
改正する法律案(議院運営委員長提出)

午後五時三十二分開議

○議長(船田中君) これより会議を開きます。

日本銀行政策委員会委員任命につき同意を求
めるの件

○議長(船田中君) おはかりいたします。

内閣から、日本銀行政策委員会委員に堀武芳君
を任命したので、本院の同意を得たいとの申し
出があります。右申し出のとおり同意を与えるに
御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よっ
て、同意を与えるに決しました。

国際博覧会に関する条約及び千九百二十八年
十一月二十二日にパリで署名された国際博
覧会に関する条約を改正する議定書の締結
について承認を求めるの件

○小沢辰男君 議案上程に関する緊急動議を提出
いたします。

すなわち、この際、国際博覧会に関する条約及
び千九百二十八年十一月二十二日にパリで署名さ
れた国際博覧会に関する条約を改正する議定書の
締結について承認を求めるの件を議題となし、委
員長の報告を求め、その審議を進められんことを
望みます。

○議長(船田中君) 小沢辰男君の動議に御異議あ
りませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。
国際博覧会に関する条約及び千九百二十八年十
一月二十二日にパリで署名された国際博覧会に關
する条約を改正する議定書の締結について承認を
求めるの件を議題といたします。

国際博覧会に関する条約及び千九百二十八
年十一月二十二日にパリで署名された国際
博覧会に関する条約を改正する議定書の締
結について承認を求めるの件

右
国会に提出する。

昭和三十九年十二月四日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

国際博覧会に関する条約及び千九百二十八
年十一月二十二日にパリで署名された国際
博覧会に関する条約を改正する議定書の締
結について承認を求めるの件

国際博覧会に関する条約及び千九百二十八
年十一月二十二日にパリで署名された国際博覧会に關
する条約を改正する議定書の締結について、日本
国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づ
き、国会の承認を求める。

理由
この条約及び議定書は、各国が秩序のある、か
つ、効果的な国際博覧会を開催し及びこれに参加
することを目的として作成されたものであつて、
わが国がこの条約及び議定書の締結国となること
は、他国で開催される国際博覧会に参加する場合
にも、また、わが国で将来国際博覧会を開催する
場合にも、その所期の目的を達成するため、きわ
めて望ましいと考えられる。よつて、この条約及
び議定書を締結することとしたい。これが、
この案件を提出する理由である。

国際博覧会に関する条約

後記の諸政府の全権委員である下名は、千九百

二十八年十一月十二日から二十二日までパリで会
議を開催し、合意により、かつ、批准を条件とし
て、次の規定を協定した。

第一編 定義

この条約の規定は、公の又は公に認められた国
際博覧会のみに適用する。

公の又は公に認められた国際博覧会とは、展示
のための催し(名称のいかんを問わない。)であつ
て、諸外国が外交上の経路を通じて招請され、一
般に非周期的性質を有し、その主たる目的が一又
は二以上の生産部門における諸国の進歩を示すこ
とにあり、かつ、その会場への入場について、購
買を目的とする者その他の入場者との間に原則
としていかなる差別も設けないものをいう。

この条約の規定は、次に掲げるものには適用さ
れない。

1 三週間未満の開催期間を有する博覧会

2 国際会議の際に開催される学術上の博覧
会。ただし、その開催期間が1の期間をこえ
ないことを条件とする。

3 美術展覧会

4 一国が他の国の招請により当該他の国にお
いて単独で開催する博覧会

締結国は、国際博覧会であつて、この条約を適
用した場合においてこの条約に規定するその義務
を履行しないようなものに対し、国の後援及び補
助金並びに第三編、第四編及び第五編に規定する
その他の利益を与えないことに同意する。

第二条

二以上の生産部門における人類の活動の成果を
内容とする博覧会又は特定の分野(衛生、応用美
術、近代的生活、植民地の開発等)において達成
された進歩の全体を示すことを目的として開催さ
れる博覧会は、一般博覧会とする。

一の応用科学(電気、光学、化学等)、一の技術
(織物、鑄造、印刷等)、一の原料(皮革、絹、
ニッケル等)又は一の生活必需品(暖房、食料品、
輸送等)に関する博覧会は、特別博覧会とする。

昭和三十一年十二月十六日 衆議院會議録第九号

国際博覧会に関する条約及び千九百二十八年十一月二十二日にパリで署名された国際博覧会に関する条約を改正する議定書の締結について承認を求めめるの件

一七〇

第十条の国際事務局は、前項の規定により一の特別博覧会の対象とすることができ、業種及び物品を決定するための基礎となる博覧会の分類を定めるものとする。この分類の表は、毎年改正することができる。

第三条

国際博覧会の開催期間は、六箇月をこえてはならない。ただし、国際事務局は、一般博覧会については、これより長い期間（いかなる場合にも、十二箇月をこえてはならない）を認めることができる。

第二編 博覧会の回数

第四条

この条約の適用を受ける国際博覧会の回数は、次の原則によつて規律される。

一般博覧会は、次の二種類に分類される。

第一種 被招請国にその国の陳列館を建設する義務を課するもの

第二種 被招請国にその国の陳列館を建設する義務を課さないもの

同一の国においては、第一種の一一般博覧会は、十五年間に一回に限り開催することができ、また、種類のいかんを問はず、二つの一般博覧会の間には、十年の間隔を置かなければならない。

いずれの締約国も、第一種の一一般博覧会には、それが前回の第一種の一一般博覧会から少なくとも六年を経過した後に開催されるものである場合に限り、参加することができる。いずれの締約国も、第二種の一一般博覧会には、それと前回の一般博覧会との間に二年の間隔がある場合に限り、参加することができる。この間隔は、当該博覧会が前回の博覧会と同一の性質のものである場合には、四年とする。

前項の期間は、締約国が開催する博覧会と非締約国が開催する博覧会との間に差別を設けることなく適用される。

同一の性質の二以上の特別博覧会は、締約国の領域において同一の時期に開催することができない。同一の性質の特別博覧会を同一の国において

再び開催するためには、五年の期間を置かなければならない。ただし、国際事務局は、いずれかの生産部門における急速な進歩に照らして妥当であると認めるときは、例外的に、この期間を最低三年まで短縮することができる。同様の期間の短縮は、すでにいずれかの国において伝統的に五年未満の間隔を置いて開催されている博覧会についても認めることができる。

異なる性質の特別博覧会は、同一の国においては、三箇月以上の間隔を置かない限り、開催することができる。

この条に定める期間については、博覧会の開催日を起算日とする。

第五条

締約国は、この条約の規定に適合する博覧会が自国の領域において開催されるときは、第八条の規定に従うことを条件として、外交上の経路を通じて、次の時期までに諸外国に対し招請を行なうものとする。

第一種の一一般博覧会については、開催の三年前第二種の一一般博覧会については、開催の二年前特別博覧会については、開催の一年前

いずれの政府も、前記の招請が行なわれなかつたときは、当該国際博覧会に参加し、又はこれへの参加を後援することができない。

第六条

国際博覧会の開催に関して二以上の国が相互に競合するときは、これらの国は、開催の権利を得る国を決定するため、意見の交換を行なうものとする。

意見の一致が得られないときは、これらの国は、国際事務局の裁定を求めるものとし、国際事務局は、提出された意見並びに、特に、歴史的又は精神的な特別の理由、最近の博覧会の後経過した期間及び競合する各国がすでに開催した博覧会の数を考慮に入れるものとする。

第七条

締約国は、第一条に定める博覧会の特質を備えた博覧会が非締約国において開催される場合に

は、その博覧会への招請を受諾するに先立ち、国際事務局の意見を求めるものとする。

締約国は、計画された博覧会がこの条約によつて要求される保障と同様の保障又は少なくとも十分な保障を与えない限り、その博覧会に参加しないものとする。締約国が開催する博覧会と非締約国が開催する博覧会とが同一の時期に開催される場合には、他の締約国は、例外的な事情がない限り、優先的に、締約国が開催する博覧会に参加するものとする。

第八条

この条約の適用を受ける博覧会を開催しようとする国は、第五条に規定する招請時期の少なくとも六箇月前に、国際事務局に対し、博覧会の登録を受けるための申請を行なわなければならない。この申請には、博覧会の名称及び開催期間を明示するものとし、また、分類表、一般規則及び審査委員会規則並びに人及び建造物の安全並びに工業所有権及び著作権の保護を保障するための措置並びに第四編及び第五編に規定する義務を履行するための措置を明示するすべての書類を添附するものとする。国際事務局は、当該博覧会がこの条約の条件を満たさない限り、その登録をしない。いずれの締約国も、この条約の適用を受ける博覧会への参加の招請状に登録を受けた旨の記載がないときは、その招請を受諾しないものとする。もつとも、招請を受けた締約国は、この条約の規定に従つて開催される博覧会に参加しないことについて完全な自由を有する。

第九条

いずれかの国が計画して登録を受けた博覧会の開催を中止したときは、国際事務局は、その国が新たな博覧会の開催について再び他の国と同等の資格を得る日を決定する。

第三編 博覧会国際事務局

第十条

この条約の適用を監視させるため、博覧会国際事務局を設置する。国際事務局は、分類委員会の補佐を受ける理事会と一人の事務局長とから成る

ものとし、事務局長の任命及び権限は、次条に規定する規則で定める。

国際事務局の理事会の第一回会合は、この条約が効力を生じた後一年以内に、フランス共和国政府がパリに招集する。理事会は、この会合において、国際事務局の所在地を決定し、かつ、事務局長を選任する。

第十一条

理事会は、各締約国がそれぞれ一人から三人までの範囲内で指名する者から成る。理事会は、国際商業会議所が指名する同会議所の二人又は三人の会員を顧問の資格で理事会に参加させることができる。

理事会は、この条約により付与された権限に係るすべての問題について決定を行なう。理事会は、国際事務局の組織及びその内部運営に関する規則を審議し、かつ、採択する。理事会は、収入及び支出の予算を決定し、並びに会計を検査し及び承認する。

第十二条

いずれの国も、その代表者の数のいかににかかわらず、理事会において一個の投票権を有する。いずれの国も、自国を代表することを他の国の代表団に委任することができる。この場合には、委任された国は、自国が代表する国の数と同数の投票権を有する。議事が有効であるための定足数は、理事会に代表者を出した国の数の三分の二とする。

表決は、次の事項に関する場合を除くほか、絶対多数によつて行なわれる。

- 1 規則の制定
- 2 予算の増額
- 3 締約国が提出した申請の却下又は二以上の国が競合する場合における申請の受理
- 4 一般博覧会を六箇月をこえる期間開催するための許可

これらの事項に関する場合には、国際事務局に代表者を出した国の三分の二の多数を必要とする。

第十三条

分類委員会は、十二の締約国の代表者でそれぞれの国の政府によつて指名されるものから成る。これらの締約国の半数は、国際事務局が指定し、他の半数は、国際事務局の規則で定める条件に従い、順次交代するものとする。

分類委員会は、国際商業会議所が指名する同会議所の一人又は二人の会員を顧問の資格で同委員会に参加させることができる。

分類委員会は、第二条に定める分類の表及びこれに加えられる改正を理事会に提出して承認を求める。第四条に定める期間の適用に関し、分類委員会は、登録を申請された博覧会が特別博覧会であるか又は一般博覧会であるかの問題並びに、名称及び類別のいかんにかかわらず、当該博覧会が前回の博覧会又は同一の時期に開催される特別博覧会と同一の性質のものであるかどうかの問題について意見を提出する。

第十四条

国際事務局の予算は、暫定的に四千スターリング・ポンドと定める。国際事務局の経費は、締約国が負担するものとし、分担金の額は、次の方法により決定される。すなわち、国際連盟の連盟国である締約国の分担金の額は、それらの国が国際連盟に払い込む分担金の額に比例して定める。前記の予算を増額した場合を除くは、最高額を割り当てられる国の分担金の額は、五百スターリング・ポンドをこえることができない。国際連盟の非連盟国である締約国は、自国の経済の発展の程度を考慮して国際連盟の連盟国である締約国を指定し、その国が払い込む分担金の額と等しい額の分担金を負担するものとする。

また、理事会は、分担金のほか、団体又は個人のために提供された役務の対価を収入として徴収することを認めることができる。

第十四編 招請国及び参加国の義務

第十五条

国際博覧会への参加を招請する政府は、政府を代表し、かつ、外国の参加者に対する約束の履行

を保障する任務を有する一人の政府委員又は代表を指名しなければならない。政府委員又は代表は、さらに、展示される物品の物的損害に対する保護について必要なすべての措置を執らなければならない。

第十六条

参加国政府は、政府を代表し、かつ、博覧会の際に制定された規則の遵守を監視するための政府委員又は代表を指名しなければならない。

参加国の陳列館及び陳列区域内における出品者の場所の割当て又は配分の決定は、当該参加国の政府委員又は代表のみが行なう。

第十七条

一般博覧会においては、行政庁は、博覧会の実施計画において予定された場所等各参加国に割り当てられたもの（屋内であるかどうかを問わない。）について、いかなる料金も徴収することができない。

第十八条

この条約の適用を受けるいづれの博覧会においても、外国の物品で本来関税その他の租税を課されるべきものについては、再輸出されることを条件として、一時的な免税輸入が認められる。これらの物品に添附される発送者の証明書は、これらの物品の数量及び性質、包装の記号及び番号並びにこれらの物品の取引上の名称、重量、原産地及び価格を証明するものとする。これらの物品は、国境での税関検査を受けることなく、博覧会の会場で通関される。これらの規定は、博覧会開催国の税関規則に従うことを条件として適用される。

招請国の国内法令により前項の一時的な免税輸入の許可について担保が必要とされる場合には、各参加国の政府委員が自国の出品者のために提供した担保は、展示された物品で博覧会の閉会後所定の期間内に再輸出されなかつたものに課される関税その他の租税の支払のための十分な保証として認められるものとする。

本来の意味での見本ではない物品で博覧会の開催中に販売するためにのみ輸入されるものは、一時的な免税輸入の便益を享受することができない。

展示された物品が完全に又は部分的に損壊した場合において、次の条件が満たされるときは、出品者は、免税輸入の便益を享受する。

1 亡失した部分又は損壊した物品が博覧会の用に供されていたこと、又はそれらが損壊しやすき性質のために損壊したことが証明されることができないことを出品者が証明すること。

2 関税率表が損壊し又は使用することができない物品に対し輸入税その他の租税を課していないこと。

前記の免税輸入の便益は、物品がその通常の用途で消費されたものであるときは、与えられないものとする。

第四項に規定する証明は、出品者が属する国の政府委員又は代表が提出するものとし、その判定は、博覧会の開催国の行政庁が行なう。

前記の規定の適用上、次の物品は、展示のための物品とする。

1 建設資材（博覧会の開催国に到着した後に加工されるため原材料の状態に輸入されるものを含む。）

2 博覧会の作業のための器具及び運搬用機器

3 出品者の陳列場、陳列台及び陳列だなの内部及び外部の装飾のための物品

4 参加国の政府委員又は代表に割り当てられた場所の装飾品及び家具として用いられる物品並びにそれらの者の使用に供される事務所用の物品

5 展示される機械又は器具の据付け及び操作のために用いられる物品

6 審査委員会が展示された物品を審査し及び判定するために必要とする見本。ただし、その陳列区域の政府委員の証明書で消費される物品の性質及び数量を明示したものの提出を条件とする。

なお、次の物品については、租税が免除される。

1 さし絵の有無にかかわらず、博覧会参加国が発行した公式のカタログ、パンフレット及びポスター

2 さし絵の有無にかかわらず、外国の物品の出品者が博覧会の開催期間中に限りその会場において無料で配布するカタログ、パンフレット、ポスターその他のすべての刊行物

開催国の法令により国の専売とされる物品又はその販売が禁止され若しくは許可制によつて規制される物品については、この条の規定は、博覧会開催国政府が定める条件に従つてのみ適用する。もつとも、これらの物品の展示は、その販売を防止するための規制措置を執ることを条件として、許されるものとする。

第十九条

いづれの国際博覧会の規則にも、出品者が博覧会への参加を承諾した後にその出品者の生産物に適用される税の税率が引き上げられた場合には参加の意思表示を撤回する権利をその出品者に与える旨の条項を設けなければならない。

第二十条

博覧会開催国の法令により禁止されていない限り、出品者は、博覧会の閉会の際に、展示された見本を販売し及び引き渡すことができる。この場合には、出品者は、通常の輸入をした場合に支払うべき税以外のいかなる税も課されることはない。

第二十一条

国際博覧会においては、いづれかの参加国に關係がある地理的名称は、施設又はその集団を呼称するために使用することができない。ただし、その国の政府委員又は代表の承認を受けた場合は、この限りでない。

締約国が博覧会に参加しない場合には、このような使用禁止は、その締約国政府の要請により、博覧会運営事務局が公表する。

第二十二条

博覧会においては、開催国政府又は参加国政府が第十五条及び第十六条の規定に従つて指名した政

昭和三十一年十二月十六日 衆議院會議録第九号

国際博覧会に関する条約及び千九百二十八年十一月二十二日にパリで署名された国際博覧会に関する条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

一七二

府委員又は代表の権限の下に設けられた区域のみが、その国の陳列区域と認められるものとし、したがって、その区域のみが、その国の名を附して呼称されることが出来る。

第二十三条

一 国の陳列区域には、その国に属する物品のみを展示することが出来る。

もつとも、他の国に属する物品は、当該他の国の政府委員又は代表の承認を受けたときは、展示を完全なものにするためにのみ使用されること、展示の主体である物品に対する褒賞の授与にかなる影響も及ぼさないこと及びそれが当該展示とするいかなる褒賞も受けないことを条件として、前記の区域に展示することが出来る。

一 国の土地から採掘され、又はその領域において収獲され若しくは製造された物品は、その国の農業及び工業その他の産業に属するものと認める。

第二十四条

開催国の法令に反対の規定がない限り、原則として、いかなる種類の独占事業も、博覧会内において認めてはならない。ただし、博覧会の会場における照明、暖房、通関、会場整備及び広報について独占事業が不可欠であると認めるときは、博覧会運営事務局は、これらの独占事業を認めることができる。この場合には、博覧会運営事務局は、次の条件に従わなければならない。

1 独占事業があることを博覧会規則及び出品者に署名させる参加申込書に記載すること。

2 開催国において通常適用される条件により出品者に独占事業を利用させることを確保すること。

3 いかなる場合にも、各政府委員のそれぞれが陳列区域内における権限を制限しないこと。

開催国の政府委員は、参加国に対して請求される賃金の率が、開催国の博覧会運営事務局に対して請求される賃金の率より高率にならないようにするため、あらゆる措置を執るものとする。

第二十五条

国際博覧会の各開催国は、その博覧会の用に供

される物品のために鉄道、海運又は航空に関する自国の行政庁、会社及び企業から運送上の便宜が与えられるようにあつせんするものとする。

第二十六条

各国は、虚構の博覧会の発起人又は虚偽の約束、公示若しくは広告により参加者が詐欺的に誘引された博覧会の発起人を訴追するため、自国の法令上最も適当であると認められるすべての措置を執るものとする。

第五編 褒賞

第二十七条

博覧会の一般規則には、出品者に対して、常に与えることができる参加証書とは別個に、褒賞を授与するかどうかを定めなければならない。褒賞を授与することとする場合には、その授与を特定の部門に限定することが出来る。

博覧会に参加する出品者（自国の陳列館に出品するとその他の陳列区域に出品するものを問わない）で褒賞の授与の対象とはならないことを希望するものは、博覧会の開会前に、自国の政府委員又は代表を通じて、その旨を博覧会運営事務局に申し出るものとする。

第二十八条

博覧会への参加は、無制限であるか又は事前の出品承認を要するかのいずれかとする。

出品者が所定の期間内に参加申込を行なうこと及びその者が参加について設けられた一般条件に従うことを条件としてすべての物品について出品が認められるときは、当該博覧会への参加は、無制限なものとする。

出品を認められる物品が特別な条件（製品の優良性、独創性等）に適合するものでなければならぬことを一般規則で規定しているときは、当該博覧会への参加は、事前の出品承認を要するものとする。

前項の場合には、被招請国の参考にするため、一般規則において、開催国が自国の陳列区域

への物品の出品を承認するために採用した手続を示すものとする。もつとも、各国は、この手続をその判断に従って適用する権能を有する。

第二十九条

展示された物品の審査及び判定は、次の規定に従って設置される国際審査委員会が行なう。

1 各国は、当該博覧会へのその国の参加の程度（特に、出品者（共同製作者及び協力者を含む）の数及び出品者の使用する場所の面積を考慮するものとする。）に比例して審査委員会に代表者を出す。

各国は、その国の生産物が展示されるいずれの部門についても、少なくとも一人の審査委員を出す権利を有する。ただし、博覧会運営事務局と関係国の政府委員又は代表との間で、審査委員会へ代表者を出すことがその国の当該部門への参加の程度に照らして妥当でないことと認めることに意見が一致した場合は、この限りでない。

いずれの国も、一部門について、七人をこえる審査委員を有することができない。ただし、この制限は、液体及び固体の食料品の部門については、適用しない。

2 審査委員の職務は、必要な技術上の知識を有する者に割り当てなければならない。

3 審査委員は、自国の政府の承認を受けない限り、その職務につくことができない。

4 審査委員会は、審査の管轄により、三階級から成る。

第三十条

褒賞は、次の五等級とする。

1 大賞

2 名誉賞

3 金賞

4 銀賞

5 銅賞

さらに、褒賞を受けた出品者又は審査委員の申出があるときは、共同製作者又は協力者に対して授与することができる。

審査委員会の委員は、出品者が自己の受賞の事実を表示することを許されるすべての場合において、審査委員の資格を表示することが出来る。

「無審査」という表示の使用は、今後は、審査委員についても、褒賞の授与の対象とならないことを申し出た出品者についても、禁止される。

第三十一条

博覧会の受賞者名簿は、国際事務局に登録するものとする。受賞者は、博覧会の正確な名称を附記する場合に限り、授与された褒賞を利用することが出来る。受賞者は、この記載に国際事務局の標準を附することが許される。博覧会国際事務局は、ベルヌの工業所有権国際事務局に対し、登録した博覧会を通知し、及び受賞者名簿を送付するものとする。

第三十二条

国際事務局は、審査委員会の組織及び運営についての一般条件並びに褒賞の授与の方法を規定する標準規則を作成するものとする。開催国は、この標準規則を採用するよう勧告される。

第六編 最終規定

第三十三条

この条約は、批准されなければならない。

a 各政府は、批准書を寄託する用意ができたときは、フランス政府にその旨を通知するものとする。七の政府が寄託を行なう用意ができた旨を通告したときは、批准書の寄託は、フランス政府がこれらの通告のうち最後に行なわれたものを受領した後一箇月以内で同政府が定める日に行なわれるものとする。

b 批准書は、フランス政府に寄託するものとする。

c 批准書の寄託は、これをした国の代表者及びフランス共和国外務大臣が署名した調書により確認されるものとする。

d aに定める条件に従って批准書を寄託することができなかった署名国政府は、その後において、フランス共和国政府に於てた書面による通

告に批准書を添附することにより、批准書の寄託を行なうことができる。

e 批准書の最初の寄託に関する調書の認証原本及びdの通告書の認証原本は、フランス政府が、この条約に署名し又はこれに加入した政府に外交上の経路を通じて直ちに送付するものとする。dに規定する場合については、フランス政府は、通告書を受領した日を同時に通報するものとする。

第三十四条

a この条約は、当然には、締約国の本土領域のみに適用するものとする。

b 自国の植民地、保護領、海外領土及び宗主権又は委任統治の下にある地域にこの条約を適用することを希望する国は、その旨を、批准書に記載し、又はフランス政府に書面で通告するものとする。この通告書は、フランス政府に寄託するものとする。

通告書による手続がされたときは、フランス政府は、当該通告書の受領の日を明示して、その認証原本を署名国及び加入国の政府に送付するものとする。

c 一国の本土領域、植民地、保護領、海外領土及び宗主権又は委任統治の下にある地域の生産物のみを展示する博覧会は、この条約の適用がこれらの地域に及ぶかどうかを問わず、内閣博覧会とし、したがって、この条約の対象とならないものとする。

第三十五条

a いずれの非署名国も、この条約が効力を生じた後はいつでも、この条約に加入することができる。

b このため、非署名国は、その加入をフランス政府に外交上の経路を通じて書面で通告するものとし、通告書は、フランス政府に寄託するものとする。

c フランス政府は、bの通告書の受領の日を明示して、その認証原本を署名国及び加入国の政府に直ちに送付するものとする。

第三十六条

この条約は、批准書の最初の寄託に参加した締約国については、調書の日付の日の後一箇月で効力を生ずる。その後この条約を批准する国、これに加入する国並びに批准書に記載されない植民地、保護領、海外領土及び宗主権又は委任統治の下にある地域については、この条約は、第三十三条d、第三十四条b又は第三十五条bに規定する通告の受領の日の後一箇月で効力を生ずる。

第三十七条

締約国は、この条約の効力発生の日から五年の期間が経過するまでは、この条約を廃棄することができない。

その後においては、廃棄は、フランス共和国政府に於て通告により、いつでも行なうことができる。廃棄は、その通告の受領の日の後一年で効力を生ずる。フランス共和国政府は、通告書の受領の日を明示して、その認証原本を署名国及び加入国の政府に直ちに送付するものとする。

この条の規定は、植民地、保護領、海外領土及び宗主権又は委任統治の下にある地域についても、同様に適用する。

第三十八条

フランス共和国政府は、廃棄の結果締約国の数が七未満に減少したときは、執るべき措置について合意するため、直ちに国際会議を招集するものとする。

第三十九条

フランス共和国政府は、また、すべての批准書、加入通告書及び廃棄通告書の原本を国際事務局に送付するものとする。

第四十条

この条約には、千九百二十九年四月三十日までパリで署名することができ、以上の証として、下名の全権委員は、この条約に署名した。

千九百二十八年十一月二十二日にパリで本書一通を作成した。本書は、フランス共和国政府に寄託しておくものとし、その認証原本は、外交上の経路を通じて、パリ会議に代表者を出したすべての国の政府に送付されるものとする。

託しておくものとし、その認証原本は、外交上の経路を通じて、パリ会議に代表者を出したすべての国の政府に送付されるものとする。

アルバニアのために

ドクトル スタヴロ・スタヴリ

ドイツのために

ドクトル ベーター・マチース

エミール・ヴィール

ドクトル ハンス・ハイマン

オーストラリアのために

F・C・ファレーカー

オーストリアのために

グルンベルガー

ベルギーのために

E・ドゥ・ゲフィエ

ブラジルのために

F・ギマラス

カナダのために

フィリップ・ロイ

コロンビアのために

ホセ・デ・ラ・ヴェガ

キューバのために

R・エルナンデス・ボルテラ

デンマークのために

H・A・ベルンホフ

ドミニカ共和国のために

ドクトル T・フランコ・フランコ

スペインのために

カルロス・デ・ゴイエネチ

フランスのために

P・シアブサル

シアルメイユ

R・クローンドゥル

J・ルスファシュ

G・ロジュ・サント

男爵 テナール

グレート・ブリテン及び北部アイルランドのため

E・クロイ

J・R・ケイヒル

R・W・C・コイル

ギリシャのために

N・ポリティス

グアテマラのために

ホセ・マトス

ハイチのために

ヌムール

ハンガリーのために

フレデリック・ヴィラニ

イタリアのために

ジョヴァンニ・ペルリ

日本国のために

河合博之

モロッコのために

J・ナシヴェ

オランダのために

E・H・クレラーゲ

ベルギーのために

M・H・コルネホ

ポーランドのために

オトン・ヴェクラヴォヴィツ

ポルトガルのために

A・ダ・ガマ・オシオア

ルーマニアのために

C・ディアマンディ

セルブ・クロアチア・スロヴェニア王国のために

ミリボイ・ピルヤ

スウェーデンのために

議会の承認を経て行なう国王陛下の批准を条件として

アルベルト・エーレンスヴァルト

ヨゼフ・ザックス

S・ベルジュス

スイスのために

デュナン

ドクトル M・G・リエネール

昭和三十一年十二月十六日 衆議院會議録第九号

グスターフ・ブランド
テュニジアのために

H・ジオフロア・サン・イレール
ソヴィエト社会主義共和国連邦のために

N・トゥマーノフ

G・ラチケ・ヴィツチ

M・ラファロフ

千九百二十八年十一月二十二日にパリで署名された国際博覧会に関する条約を改正する議定書

後記の諸政府の全権委員である下名は、千九百四十八年五月十日にパリで會議を開催し、合意により、かつ、批准を条件として、次の規定を協定した。

第一条

千九百二十八年十一月二十二日の条約中第二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百の各条を改正する。

第二条

二以上の生産部門における人類の活動の成果を内容とする博覧会又は特定の分野(衛生、応用美術、近代的生活、植民地の開発等)において達成された進歩の全体を示すことを目的として開催される博覧会は、一般博覧会とする。

一の応用科学(電気、光学、化学等)、一の技術(織物、鋳造、印刷等)、一の原料(皮革、絹、ニッケル等)又は一の生活必需品(暖房、食料品、輸送等)に関する博覧会は、特別博覧会とする。特別博覧会においては、各国の陳列館を設けてはならない。

第十条の国際事務局は、前項の規定により一の特別博覧会の対象とすることが出来る業種及び物品を決定するための基礎となる博覧会の分類を定めるものとする。この分類の表は、毎年改正することができる。

第三条 博覧会の開催期間

国際博覧会の開催期間は、六箇月をこえてはならない。この期間は、博覧会の登録の時に確定されるものとし、国際事務局は、その後にお

いてこれを延長することができない。ただし、火災、洪水、社会的混乱のような偶発事件で博覧会の準備中又は開催中に発生したものに起因する不可抗力により、開会日として正式に定められた日における開会が不可能となり、又は開催期間として定められた期間における正常な運営が不可能となる場合は、この限りでない。博覧会開催国が提出する期間延長の申請の審査は、国際事務局が行なう。

認められる延長期間は、博覧会が運営されない期間の長さに応じて算定するものとする。この延長期間は、開催国が指定する日(いかなる場合にも、当該博覧会の開会予定日から六箇月以内の日でなければならない)から始まるものとする。

第四条 博覧会の回数

この条約の適用を受ける国際博覧会の回数は、次の原則によつて規律される。

一般博覧会は、次の二種類に分類される。

第一種 被招請国にその国の陳列館を建設する義務を課するもの

第二種 いずれの被招請国にもその国の陳列館を建設する義務を課しないもの

国際博覧会の開催に關し、世界を歐洲地域、米州地域及びその他の地域の三地域に区分する。二地域にわたる領域を有する国は、自国が属するものとされることを希望する地域を選定しなければならない。

同一の国においては、第一種の一般博覧会は、十五年間に一回に限り開催することができ、また、種類のいかんを問はず、二つの一般博覧会の間には、十年の間隔を置かなければならない。

いずれの締約国も、第一種の一般博覧会には、それが前回の第一種の一般博覧会から、同一の地域においては少なくとも六年を経過した後、他のいずれかの地域においては少なくとも二年を経過した後には開催されるものである場合に限り、参加することができる。いずれの締

約国も、第二種の一般博覧会には、それと前回の一般博覧会との間に、同一の地域においては二年の間隔があり、他のいずれかの地域においては一年の間隔がある場合に限り、参加することができる。この二つの間隔は、当該博覧会が前回の博覧会と同一の性質のものである場合には、それぞれ四年及び二年とする。

前項の期間は、締約国で開催する博覧会と非締約国で開催する博覧会との間に差別を設けることなく適用される。

同一の性質の二以上の特別博覧会は、締約国の領域において同一の時期に開催することができない。同一の性質の特別博覧会を同一の国において再び開催するためには、五年の間隔を置かなければならない。ただし、国際事務局は、いずれかの生産部門における急速な進歩に照らして妥当であると認めるときは、例外的に、この期間を最低三年まで短縮することができる。

同様の期間の短縮は、すでにいずれかの国において伝統的に五年未満の間隔を置いて開催されている博覧会についても認めることができ、異なる性質の特別博覧会は、同一の国においては、三箇月以上の間隔を置かない限り、開催することができない。

この条に定める期間については、博覧会の現実の開会日を起算日とする。

第二条

千九百二十八年十一月二十二日の条約第十条に次の規定を加える。

事務局局長の地位が空席となつたときは、博覧会国際事務局の理事会は、締約国の国籍を有する一人の事務局局長を絶対多数によつて選出する。事務局局長は、内部規則に定める任期で任命される。その報酬は、予算委員会の提案により理事会が決定する。

第三条

いずれの国も、フランス政府に外交上の経路を通じて書面で通告することにより、この議定書に加入することができる。通告書は、フランス政府

に寄託するものとする。

千九百二十八年十一月二十二日の条約への新たな加入は、当然に、この議定書への加入の効果を伴うものとする。

フランス政府は、前記の通告書の受領の日を明示して、その認証原本を署名国及び加入国の政府並びに博覧会国際事務局議長に直ちに送付する。

第四条

この議定書は、批准されなければならない。いずれの国も、その批准書をできる限りすみやかにフランス政府に寄託するものとし、同政府は、その旨を他の署名国に通報するものとする。この議定書は、各署名国について、当該署名国の批准書の寄託の日に効力を生ずる。

千九百四十八年五月十日にパリで作成した。

フランスのために

レオン・パレティ

マルセル・リーヴ

アルバニアのために

ルーミアアのために

スウェーデンのために

K・R・G・ストレムベリ

スイスのために

ベルナル・バルベ

テュニジアのために

モロッコのために

オリヴィエ・マラン

イタリアのために

P・クワローニ

ベルギーのために

ギヨーム

チエッコスロヴァキアのために

デンマークのために

ホフマイエル

ポーランドのために

ギリシャのために

ラファエル・ラファエル
N・フォトプロ
ノールウェーのために
H・ブッゲ・マルト
フィンランドのために
ヨーハン・ヘロ
オーストリアのために

レバノンのために
アハマド・ダオーク
ハイティのために
ブラジド・ダヴィド
ポルトガルのために
アウグスト・ラート・ボティエル
グレート・ブリテンのために
サー オリヴァー・ハーヴェイ

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。外務委員長安藤寛君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔安藤寛君登壇〕
○安藤寛君 ただいま議題となりました国際博覧会に関する条約及び千九百二十八年十一月二十二日にパリで署名された国際博覧会に関する条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件につきまして、外務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本条約は、国際博覧会の乱設、無秩序等に伴う弊害を防止し、各国が秩序ある効果的な国際博覧会を開催し、及びこれに参加することを目的として、一九二八年パリで外交会議が開催され、本条約が採択されたものでありまして、わが国を含む三十一カ国がこれに署名いたしました。

また、改正議定書は、一九四八年パリで条約の一部を改正するための会議が開催され、その結果採択されたものであります。

昭和三十九年十二月十六日 衆議院会議録第九号

この条約の内容といたしましては、この条約は、公のまたは公に認められた国際博覧会のみ適用すること、三週間未満の博覧会、国際会議の際に開催される学術上の博覧会、美術展覧会及び国際見本市等には適用しないこと、不可抗力による場合を除き、期間は六カ月をこえてはならないこと、加盟国が開催する博覧会の回数を規制し、さらに世界を欧州、米州及びその他の三地域に区分して、同一地域と異なる地域における開催について回数の差異を設けること、この条約の適用を監視させるため国際事務局を設けること、博覧会を開催しようとする国は所定の期間までに国際事務局に対し登録を受けるための申請を行わなければならないこと、開催国は参加国の出品物に対し通関上及びその他の便益を供与すること等を規定しております。

本件は、十二月四日外務委員会に付託されましたので、政府から提案理由の説明を聞き、質疑を行ない、また商工委員会と連合審査会を開く等慎重に審議を行ないましたが、詳細は会議録により御了承願います。

かくて、十二月十六日、質疑を終了し、討論を省略して採決を行ないましたところ、全会一致をもって承認すべきものと議決いたしました。右、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 採決いたしました。

本件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり承認するに決しました。

農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案(内閣提出)

○小沢辰男君 議案上程に関する緊急動議を提出

国際博覧会に関する条約及び千九百二十八年十一月二十二日に署名された国際博覧会に関する条約を改正する法律案

いたします。

すなわち、この際、内閣提出、農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(船田中君) 小沢辰男君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。

農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案を議題といたします。

農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案

右

昭和三十九年十一月二十八日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律

1 政府は、農業共済再保険特別会計の農業勘定の歳入不足をうめるため、昭和三十九年度において、一般会計から、十八億八千三百万円を限り、この会計の農業勘定に繰り入れることができる。

2 政府は、前項の規定による繰入金については、後日、農業共済再保険特別会計の農業勘定において決算上の剰余を生じた場合において、農業共済再保険特別会計法(昭和十九年法律第十一号)第六条第二項の規定により同会計の再保険金支払基金勘定へ繰り入れるべき金額を控除して、なお剰余があるときは、当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を一般会計に

繰り入れなければならない。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

昭和三十九年度において低温、長雨等により水稲、麦等の被害が異常に発生したことにより農業共済再保険特別会計の農業勘定に生ずる支払財源の不足をうめるための資金を、昭和三十九年度において、一般会計から繰り入れる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。大蔵委員長吉田重延君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔吉田重延君登壇〕

○吉田重延君 ただいま議題となりました農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法律案は、昭和三十九年度において、低温、長雨等により水稲、麦等の被害が異常に発生したことに伴いまして、この会計の農業勘定における再保険金の支払いが増加し、同勘定の支払い財源に約十八億八千三百万円の不足が生ずる見込みでありますので、一般会計から同金額を限り、同勘定に繰り入れることができることとしようとするものであります。

なお、この繰り入れ金につきましては、将来この会計の農業勘定において決算上の剰余が生じた場合には、再保険金支払い基金勘定に繰り入れるべき金額を控除した残額を一般会計に繰り戻さなければならぬことといたしております。

以上がこの法律案の内容であります。この法律案は、本日、質疑を終了し、直ちに採決いたし

昭和三十九年十二月十六日 衆議院會議録第九号

ましたところ、全会一致をもって原案のとおり可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

○小沢辰男君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

すなわち、議院運営委員長提出、国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案は、委員会の審査を省略してこの際これを上程し、その審議を進められんことを望みます。

○議長(船田中君) 小沢辰男君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

昭和三十九年十二月十六日

提出者

議院運営委員長 福永 健司

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律

国会議員の秘書の給料等に関する法律(昭和三十二年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

(給料)

第一条 各国会議員の秘書は、給料月額として、その一人は特別職の職員に給する法律

(昭和二十四年法律第二百五十二号)別表第三に掲げる秘書官の二号俸の俸給月額に相当する額(以下「秘書官相当額」という。)を、他の一人は一般職の職員に給する法律(昭和二十五年法律第九十五号)別表第一行政職俸給表(一)の七等級二号俸の俸給月額及び同法第十条の三第一項第二号に掲げる月額の合計額に相当する額(以下「行政職相当額」という。)を受ける。

第二条及び第二条の二第一項中「給料月額三万八千五百円」を「秘書官相当額の給料月額」に、「給料月額一万九千六百三十円」を「行政職相当額の給料月額」に改める。

第三条第二項中「(昭和二十五年法律第九十五号)」を削る。

第四条第二項各号列記以外の部分中「割合」を「割合(三月十五日に在職する者が受けるべき勤勉手当の額については、次に掲げる割合に三分の四を乗じて得た割合)」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十一年九月一日から適用する。

2 一般職の職員に給する法律の適用を受ける職員に一般職の職員に給する法律の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第五十四号)附則第十六項に規定する暫定手当が支給される間は、改正後の国会議員の秘書の給料等に関する法律(以下「法」という。)第一条中「七等級二号俸の俸給月額及び同法」とあるのは「七等級二号俸の俸給月額及びその俸給月額を受ける職員のうち一般職の職員に給する法律の

一部を改正する法律(昭和三十一年法律第五十四号。以下「昭和三十一年改正法」という。)による改正前の一般職の職員に給する法律第十二条の規定により勤務地手当に

支給地域の区分が四級地とされていた地域に在勤する職員が受ける昭和三十一年改正法附則第十六項に規定する暫定手当の月額並びに一般職の職員に給する法律」と読み替えて、改正後の法第一条の規定を適用する。

3 昭和三十一年九月一日からこの法律の施行の日の前日までの間に、改正前の法の規定に基づいて国会議員の秘書に支払われた給料、期末手当及び勤勉手当は、改正後の法の規定による給料、期末手当及び勤勉手当の内払とみなす。

理由

一般の政府職員の給与の改定に伴い、国会議員の秘書の給与を改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

支給地域の区分が四級地とされていた地域に在勤する職員が受ける昭和三十一年改正法附則第十六項に規定する暫定手当の月額並びに一般職の職員に給する法律」と読み替えて、改正後の法第一条の規定を適用する。

3 昭和三十一年九月一日からこの法律の施行の日の前日までの間に、改正前の法の規定に基づいて国会議員の秘書に支払われた給料、期末手当及び勤勉手当は、改正後の法の規定による給料、期末手当及び勤勉手当の内払とみなす。

理由

一般の政府職員の給与の改定に伴い、国会議員の秘書の給与を改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(船田中君) 提出者の趣旨弁明を許します。議院運営委員長福永健司君。

〔福永健司君登壇〕

○福永健司君 議題となった国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案につき、提案の趣旨を御説明いたします。

この法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、国会議員の秘書の給与を改定するものであり、その内容は、従来国会議員秘書の給料は、秘書官等の俸給月額等と同じ額を金額で定めてありましたが、これを今回「秘書官等の俸給月額等に相当する額」と改めるとともに、勤勉手当の額を一般職の職員と同様に○・一カ月分増額改定し、昭和三十一年九月一日から適用することとしたものであります。

本法律案は、議院運営委員会において起草提出したものであります。何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 採決いたします。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よって、本案は可決いたしました。

○議長(船田中君) 本日は、これにて散会いたします。

午後五時四十一分散会

出席国務大臣 大蔵大臣 田中 角榮君

出席政府委員 外務政務次官 永田 亮一君

○朗読を省略した議長報告

〔議決通知〕

一、去る十四日、久保田事務局長から河野参議院事務総長及び後藤裁判官訴訟追委員会委員長職務代行者宛、本院は裁判官訴訟追委員会吉田重延君辞任につきその補欠として小笠公昭君を選任した旨通知した。

〔指名通知〕

一、去る十四日、本院は九州地方開発審議会委員に衆議院議員福永一臣君を指名した旨内閣に通知した。

〔委員推薦通知〕

一、去る十四日、議長は、地方制度調査会委員に次の議員を推薦し、その旨内閣に通知した。

金子 一平君

〔通知書受領及び通知〕

一、昨十五日、参議院議長から、国会において議決した次の予算を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

昭和三十一年度一般会計補正予算(第一号)

昭和三十九年度特別会計補正予算(特第1号)

昭和三十九年度政府関係機関補正予算(機第1号)

一、昨十五日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律

一、昨十五日、重宗参議院議長から船田議長宛、参議院は中央選挙管理委員会及び同予備委員を次の通り指名した旨の通知書を受領した。

中央選挙管理委員会

大浜 英子君

藤牧 新平君

山崎 広君

同予備委員

近藤 英明君

中村 勝正君

米山 雄治君

山浦 貫一君

岡崎 三郎君

小島 憲君

仲井 英雄君

よつて国会は右の通り指名した旨内閣に通知し、その旨参議院に通知した。

(政府委員解任)

一、昨十五日、佐藤内閣総理大臣から船田議長宛、同日(大蔵省国際金融局長)渡邊誠の第四十七回国会政府委員を免じた旨の通知を受領した。

(報告書受領)

一、昨十五日、内閣から次の報告書を受領した。
昭和三十八年度(出納整理期間を含む。)における予算使用の状況

一、昨十五日、鈴木国立国会図書館長から船田議長宛、昭和三十八年度の国立国会図書館の経営及び財政状態についての報告書を受領した。

(要求書受領)

一、今十六日、内閣から、日本銀行政策委員会委員に堀武芳君を任命したので、日本銀行法第十三条ノ四第三項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

(理事補欠選任)

一、昨十五日、外務委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 野田 武夫君(理事正示啓次郎君去る十月六日委員辞任につきその補欠)

理事 福田 篤泰君(理事安藤覺君去る十一月九日委員長就任につきその補欠)

(常任委員辞任)

一、去る十四日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

議院運営委員 佐々木良作君 鈴木 一君

一、昨十五日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 受田 新吉君 西村 榮一君

農林水産委員 田邊 國男君 亘 四郎君

商工委員 稻富 稜人君 湊 徹郎君

通信委員 大村 邦夫君 佐々木更三君

予算委員 西村 榮一君 佐々木更三君

議院運営委員 大村 邦夫君 山本 幸雄君

(常任委員補欠選任)

一、去る十四日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

議員補欠委員 鈴木 一君 佐々木良作君

一、昨十五日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員 西村 榮一君 受田 新吉君

農林水産委員 坂村 吉正君 湊 徹郎君

小平 忠君 亘 四郎君

商工委員

佐々木更三君

通信委員 山本 幸雄君 大村 邦夫君

受田 新吉君 本名 武君

佐々木更三君 西村 榮一君

予算委員 稻富 稜人君

議院運営委員 麻生 良方君 佐々木良作君

(議案提出)

一、今十六日、委員長及び議員から提出した議案は次の通りである。

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

中小企業危機打開に関する決議案(小川平二君外八名提出)

(議案受領)

一、昨十五日、参議院から受領した同院継続審査案は次の通りである。

法律省設置法の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、去る十四日、委員会に付託された議案は次の通りである。

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法等の一部を改正する法律案(芳賀貢君外十八名提出、衆法第六号)

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇号)

以上二件 農林水産委員会 付託

一、昨十五日、委員会に付託された議案は次の通りである。

法律省設置法の一部を改正する法律案(第四十六回国会閉会法第五九号)(参議院送付)

法律案

検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案

一、去る十四日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法等の一部を改正する法律案(芳賀貢君外十八名提出)

(議案通知書受領)

一、昨十五日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

昭和三十九年度一般会計補正予算(第1号)

昭和三十九年度特別会計補正予算(特第1号)

昭和三十九年度政府関係機関補正予算(機第1号)

石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律案

(調査要求承認)

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は昨十五日いすれもこれを承認した。

一、調査事項 国政調査承認要求書

二、調査の目的 国際情勢その他の外交関係事項を研究調査し、わが国外交政策の樹立に資するため

三、調査の方法 調査の期間

四、調査の期間 本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和三十九年十二月十五日

外務委員長 安藤 覺

衆議院議長 船田 中蔵

昭和三十三年十二月十六日 衆議院會議録第九号

朗読を省略した議長の報告 議案に関する報告書

国政調査承認要求書

一、調査事項

一、歳入歳出の実況に関する事項

二、国有財産の増減及び現況に関する事項

三、政府関係機関の経理に関する事項

四、公団等が資本金の二分の一以上を出資している法人の会計に関する事項

五、国または公社が直接または間接に補助金、奨励金、助成金等を交付したまたは貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計に関する事項

二、調査の目的

決算の適正を期するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面から説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求めらる。

昭和三十三年十二月十五日

衆議院議長 船田 中殿

(答弁書受領)

衆議院議長 船田 中殿

衆議院議長 船田 中殿

衆議院議長 船田 中殿

衆議院議長 船田 中殿

衆議院議長 船田 中殿

衆議院議長 船田 中殿

衆議院議長 船田 中殿

衆議院議長 船田 中殿

衆議院議長 船田 中殿

衆議院議長 船田 中殿

衆議院議長 船田 中殿

衆議院議長 船田 中殿

衆議院議長 船田 中殿

衆議院議長 船田 中殿

衆議院議長 船田 中殿

衆議院議長 船田 中殿

衆議院議長 船田 中殿

衆議院議長 船田 中殿

衆議院議長 船田 中殿

衆議院議長 船田 中殿

衆議院議長 船田 中殿

衆議院議長 船田 中殿

一、受信料の免除措置は、日本放送協会が放送法第三十二条の規定に基づきあらかじめ郵政大臣の認可を受けた基準によつて行なうこととなつており、基地周辺受信者に対する受信料の免除措置も、日本放送協会受信料免除基準によつて実施されている。

二、基地周辺受信者に対する受信料免除の基準は、郵政大臣が認可した日本放送協会受信料免除基準の第一項第十九号および第二項第三号に規定されており、政府としては、日本放送協会の受信料の性格ならびに基地の特殊性、騒音の実情等にかんがみこの基準は公正妥当なものと考へている。

三、免除区域については、飛行場の主要着陸帯の短辺の延長で当該飛行場の外辺から各一キロメートルの距離にある点および長辺の延長で当該飛行場の外辺から各二キロメートルの距離にある点(主要着陸帯から同一方向にある二点のうちいずれか遠距離にある点)をとつて主要着陸帯に平行する線が交わつて得られる長方形を基準とし、音響の強度、地形、集落の状況等現地の実情を勘案して、設定するようになつて

四、基地周辺受信者に対する受信料免除の基準は、基地周辺の実情調査の結果等に基づき勘案して決定されたものであり、また、これに基づき日本放送協会が小牧飛行場周辺に設定した免除区域についても、実地調査、地元との打合せ等の結果がじゅうぶん勘案されている。日本放送協会としては、いま直ちにこれらを変更する考えはない意向である。

しかしながら、各基地においては騒音の発生回数、集落の状況等が変動することも考えられるから、今後においても右の免除基準の公正妥当な運用を図るよう日本放送協会を指導していきたいと考へる。

右答弁する。

衆議院議長 船田 中殿

衆議院議長 船田 中殿

衆議院議長 船田 中殿

衆議院議長 船田 中殿

衆議院議長 船田 中殿

衆議院議長 船田 中殿

衆議院議長 船田 中殿

衆議院議長 船田 中殿

衆議院議長 船田 中殿

衆議院議長 船田 中殿

衆議院議長 船田 中殿

衆議院議長 船田 中殿

衆議院議長 船田 中殿

衆議院議長 船田 中殿

衆議院議長 船田 中殿

衆議院議長 船田 中殿

衆議院議長 船田 中殿

衆議院議長 船田 中殿

衆議院議長 船田 中殿

衆議院議長 船田 中殿

衆議院議長 船田 中殿

衆議院議長 船田 中殿

衆議院議長 船田 中殿

衆議院議長 船田 中殿

衆議院議長 船田 中殿

衆議院議長 船田 中殿

衆議院議長 船田 中殿

衆議院議長 船田 中殿

衆議院議長 船田 中殿

衆議院議長 船田 中殿

衆議院議長 船田 中殿

衆議院議長 船田 中殿

衆議院議長 船田 中殿

適用すること。条約の適用を確保するため、国際事務局を設置すること。国際博覧会の開催期間及び開催の程度を規制すること。博覧会を開催しようとする国は、国際事務局に対し、博覧会の登録を受けるための申請を行わなければならないこと。また、非締約国で開催される博覧会への参加には、国際事務局の意見を求めるものとする。開催国は参加国の出品物に対し、それが再輸出されることを条件として一時的な免税輸入その他の通関上の諸便益を与えること。出品者に褒賞を授与するかどうかは、当該博覧会の一般規則で定めること等を規定し、また、改正議定書では、条約第二条、第三条及び第四条を改正し、特別博覧会には各国の陳列館を設けない規定を新たに加え、不可抗力による場合のみ開催期間の延長を認めることとし、かつ新たに世界を欧州、米州及びその他の三地域に区分し同一地域と異なる地域における開催との間に、そのひん度の制限につき差異を設けること等を規定している。

なお、この条約は、フランス政府に於てた書面による通告に批准書を添附して批准書の寄託を行ない、その通告の受領の日の後一箇月で効力を生ずることになつており、また、この議定書はフランス政府に書面で通告することにより、加入することができ、通告書はフランス政府に寄託するものとし、その通告書の寄託の日に効力を生ずることになつてゐる。この条約の廃棄は、フランス政府に於てた通告によりいつでも行なうことができ、その通告の受領の日の後一年で効力を生ずることになつてゐる。

よつて、政府は、この条約及び議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし

書の規定に基づき、国会の承認を求めるといふのである。

二 本件の議決理由

わが国がこの条約及び議定書の締約国となることは、他国で開催される国際博覧会に参加する場合にも、また、わが国で将来国際博覧会を開催する場合にも、その所期の目的を達成するため、望ましいと考えられるので、適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

昭和三十九年十二月十六日

外務委員長 安藤 覺

衆議院議長 船田 中殿

農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

昭和三十九年度において、低温、長雨等により水稻、麦等の被害が異常に発生したことに伴い、農業共済再保険特別会計の農業勘定における再保険金の支払いが増加し、同勘定の支払財源に不足が生ずる見込みであるため、一般会計から十八億八千三百万円を限り、同勘定に繰り入れることができることとしようとするものである。

二 議案の可決理由

本年の四月および五月における西日本の長雨による麦の減収、台風二〇号、北海道冷害による水稻の減収等、災害による被害はじん大であり、農業共済再保険特別会計の農業勘定における支払財源の不足をうめるために一般会計から

十八億八千三百万円の繰入れを行なうことは適當な措置であることを認め、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本会計の予算補正において、一般会計からこの会計の農業勘定への繰入額十八億八千三百万円を計上している。

昭和三十九年十二月十六日

大蔵委員長 吉田 重延

衆議院議長 船田 中殿

衆議院會議録第七号中正誤

ベシ 段 行 誤
一五 一七 特別
一六 一五 被害

特例
被災

正

昭和三十一年十二月十六日 衆議院會議録第九号

一八〇

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部 二十五円
(ただし郵資は三十円)
(送料別)

発行所

東京都港区赤坂奥町二番地
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二(二)